

おおた歯科こども歯科クリニック 歯科衛生士奨学金制度

① 貸与対象者

歯科衛生士専門学校に入学見込みの方または在学している方で、卒業後に本医院において常勤職員として勤務する方を対象としています。

※入学見込みの方は、入学後貸与を開始することとなります。

② 返還免除及び返還

奨学金の貸与を受けた本医院に就職し、一定期間(奨学金貸与期間相当)を勤務することにより返還義務が免除されます(例:参照)。

ただし、中途退学した場合や、卒業後に本医院に就職しなかった場合などは、原則としてそれまでの貸与額を一括返済していただくこととなります。

(返還免除の例) 本院から奨学金を3年間貸与⇒卒業後本医院で3年間勤務⇒返還免除

③ 奨学金の額

月額 30,000 円(毎月 25 日に指定口座に振り込みます)

④ 申請に必要な書類

奨学金申込書、振込口座届、在学証明書、本人履歴書、その他医院が必要と認めたもの

⑤ 奨学金制の意義

「歯科衛生士」という仕事は、将来なくてはならない職種の一つです。

現在の歯科業界では、「歯科衛生士」不足のために、「歯科助手」が穴を埋めている状態です。とくに球磨郡はその歯科衛生士不足が大きな問題となっています。「歯科衛生士」は、国家資格であり医療人としての業務、地位が保証されています。確実な将来性のある資格であり、今後本当に役に立つ資格です。そして何より患者さんが笑顔になる瞬間に立ちあえるやりがい溢れる仕事です。そんな歯科衛生士になりたいあなたを応援するとともにこの地元の球磨郡で活躍してもらえる歯科衛生士を育てる目的でおおた歯科こども歯科クリニックの奨学金制度を立ち上げました。